

消費生活用製品安全法の改正がペレットストーブ・ペレットボイラー 製造・輸入事業者等に与える影響について

国では、FF 式石油温風暖房機、ガス瞬間湯沸かし器、シュレッダーなどの消費生活用製品の事故の多発を受け、消費生活用製品の使用に伴う一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するためには製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずる必要があるとの理由から、消費生活用製品安全法の改正を行い、平成 18 年 11 月 28 日、第 165 国会において可決されました。同法の改正が家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者等に与える影響は、次のとおりです。

1 情報の収集及び提供に係る家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラー製造・輸入事業者の責務

- (1) 家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、消費者に対し適切に提供するよう努めなければなりません。
- (2) 家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの小売販売・修理・設置工事事業者は、重大製品事故が発生したことを知ったときは、家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者に通知するよう努めなければなりません。

2 重大製品事故の報告

家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者は、重大製品事故が発生したことを知ったときは、家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの名称等の事項を経済産業大臣に報告しなければなりません。

3 経済産業大臣による公表

- (1) 経済産業大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合やその他重大製品事故が発生したことを知った場合で、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの名称等の事項を公表します。
- (2) 経済産業大臣は、公表につき、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に技術上の調査を行わせることができます。

4 体制整備命令

経済産業大臣は、家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者が重大製品事故の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合で、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができます。

5 危害の発生及び拡大を防止するための措置に係る家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラー製造・輸入事業者の責務

- (1) 家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者は、製品事故の原因を調

査し、必要があると認めるときは、当該家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの回収その他の措置をとるよう努めなければなりません。

- (2) 家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの販売事業者は、家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者が自主的に、又は危害防止命令を受けて行う家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの回収その他の措置に協力するよう努めなければなりません。

6 危害防止命令

- (1) 緊急命令について、経済産業大臣は、家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
- (2) 経済産業大臣は、危害防止命令を命じたときは、その旨を公表しなければなりません。

7 罰則

体制整備命令に違反した家庭用ペレットストーブ・ペレットボイラーの製造・輸入事業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処せられるか、又は併科されます。